



## 『エンディングノート』をご存じですか

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危険が迫った状態になると、約70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人たちと話し合い、共有することが重要です。そして、思いを書き留めておく方法のひとつとして『エンディングノート』を活用ください。長寿いきがい課（本館2階）、吉野川市医師会訪問看護ステーション（鴨島町飯尾400番地1）にて無料でお渡ししています。



問い合わせ **長寿いきがい課**  
☎ 22-2264 FAX 22-2260

## 未利用財産の公開について

本市では、行政的に活用する目的がなくなった土地や建物の未利用財産について、財産の有効活用を図るため、利用・取得を希望する方に売却や貸し付けを行っています。

これらの取り組みを広く周知するため、市ホームページで未利用財産を公開することとしました。皆さんからの取得要望などを随時受付していますので、興味がある方はご相談ください。

なお、売却にあたっては入札により落札者を選定しますが、境界確定や最低売却価格など売却条件を整える必要があるため、入札実施までに時間を要する場合があります。



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ **管財システム課**  
☎ 22-2234 FAX 22-2244

## 国民健康保険証の更新について

新しい国民健康保険証を、3月下旬に簡易書留で郵送しますので、届き次第、記載内容をご確認ください。

なお、4月1日までに届かない場合は、国保年金課（本館1階）までご連絡ください。



問い合わせ **国保年金課**  
☎ 22-2213 FAX 22-2243

## 企画提案型有料広告を募集します

本市では、新たな財源の確保や市民サービスの向上を図ることを目的として、民間企業などの自由な発想やアイデアを活かして、市が保有する財産等（施設、印刷物、物品など）を広告媒体として活用する企画提案を募集します。

**募集する企画提案** 提案者自らが広告主または広告代理店となって広告を掲載する提案

※ネーミングライツ（施設等命名権）は対象外。  
**広告掲載の対象物** 原則、市が保有する全ての財産等（施設、印刷物、物品など）

**【広告例】**  
市役所玄関マット、受付カウンター下、カウンター上部（マット）、アクリルボード上部など  
**広告の掲載期間** 最長3年（月単位も可）  
**広告掲載料**

**【年額】** 120,000円以上（税込み）  
**【月額】** 10,000円以上（税込み）  
**募集期間** 随時受け付け  
提出書類や募集要項など、詳細は市ホームページにてご確認ください。



アクリルボード上部



受付カウンター下

問い合わせ **市長公室**  
☎ 22-2203 FAX 22-2244

## 山川公民館事務所の移転について

令和4年4月1日から山川公民館の事務所をアメニティセンターの事務所に移転し、山川公民館とアメニティセンターを統合運営します。

今後の利用申し込みや問い合わせは、アメニティセンターの事務所へお願いします。  
**新窓口 吉野川市アメニティセンター**  
TEL 42-6611 FAX 42-6510

問い合わせ **生涯学習課**  
☎ 22-2271 FAX 22-2270

## 美郷地区で工事を計画する際は 問い合わせください

美郷地区は、国指定天然記念物「美郷のホテルおよびその発生地」として、全域が指定されています。指定区域内で現状変更（物理的・作為的変更を加える行為）や、保存に影響を及ぼす行為（物理的に現状に変更を及ぼす行為ではないが、将来にわたり支障を来す行為）を行う場合は、現状変更申請が必要となりますので、美郷地区で工事などを計画する際は問い合わせください。



美郷のホテル

問い合わせ **生涯学習課**  
☎ 22-2271 FAX 22-2270

## 埋蔵文化財包蔵地内での 工事などについて

埋蔵文化財包蔵地内での、掘削を伴う土木工事などを行う場合は、着手開始日の60日前までに届出が必要です。

また、事前照会なども行っていますので、問い合わせください。

問い合わせ **生涯学習課**  
☎ 22-2271 FAX 22-2270

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、所有する土地・家屋が適正に評価されているかを確認するために、令和4年度価格（評価額）を縦覧することができます。縦覧の際には、申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参してください。

**縦覧期間** 4月1日(日)～5月31日(火)  
午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

**縦覧場所** 税務課（本館2階）  
**料金** 無料

**縦覧できる人**  
○納税義務者  
○納税義務者と同一世帯の親族  
○委任を受けた人（納税義務者の委任状が必要）  
○納税管理人

問い合わせ **税務課**  
☎ 22-2215 FAX 22-2247

## 貯水槽水道の衛生管理について

貯水槽水道とは、ビル・マンション・学校などの建物で、市から供給される水をいったん受水槽に受けたのち利用者に給水する施設の総称です。

受水槽流入口までの水質管理は市が行いますが、受水槽以降の管理は設置者（建物所有者・管理を委託されている方など）が自らの責任で行わなければなりません。

受水槽・高置水槽を定期的に清掃するなど適正な維持管理を行ってください。



問い合わせ **水道課**  
☎ 22-2256 FAX 22-2254